

1.青森県環境影響評価条例第 18 条第 1 項に基づき述べられた意見及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>対象事業の目的の中で、一般廃棄物及び産業廃棄物の分類による取り扱い計画が示されていない。分類ごとに環境影響評価準備書を行うべき。</p>	<p>環境影響評価では、分類ごとではなく、廃棄物焼却施設として環境にどのような負荷を与えるかの観点で、調査・予測・評価を行います。本事業においても、一般廃棄物と産業廃棄物の両方の影響を考慮した上で調査・予測・評価を行いました。</p> <p>なお、施設の設置許可については、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物、産業廃棄物の分類ごとに許可を受けることとなります。</p>
2	<p>一般廃棄物の受け入れについて、し尿汚泥を対象に受け入れている。とあるが、一般廃棄物のし尿汚泥は各自治体が処理するのが責務とされ、他市町村から青森市へ収集運搬、中間処理されるのは好ましい事ではない。また、中間処理後の焼却灰（ばいじん含む。）は各市町村へ返納する事となっているが、守られているのか。</p>	<p>市町村が一般廃棄物を他の市町村（一般廃棄物処理施設設置許可を有する事業者を含む）へ処理委託することは廃棄物処理法において認められており、同法に基づいた行政手続きが行われたうえで搬入されております。</p> <p>また、「中間処理後の焼却灰（ばいじん含む）」を各市町村へ返納することは廃棄物処理法に定められていません。「中間処理後の焼却灰（ばいじん含む）」の取扱いについて各市町村から指示がある場合はそれに従い、指示がない場合は同法に基づいて適切に処理を行っております。</p>
3	<p>焼却炉増設の目的は既存の焼却炉（2基）を順次更新する目的とする。と言っているが、3基同時運転はあり得るのか。あるとすれば同時運転時に及ぼす環境影響評価を行うべき。</p>	<p>新炉運転開始後は既存の炉の長期修繕に入る予定であり、当面の間、恒常的な3炉運転は行いませんが、短期間での3炉運転を行う可能性はあります。</p> <p>環境影響評価においては、既存施設（2炉）の影響を包含している現況測定値を用いることにより、3炉運転時の予測及び評価を行っております。</p>
4	<p>平成 19 年 6 月県境不法投棄廃棄物の処理を行っているときに、大袋川下流で環境基準を上回ったダイオキシン類が検出されました。沈砂池から流出されたものと言われていますが、何故沈砂池にダイオキシン類が入り込んだのか説明がされていない。それが排出ガスによるものだとするとさらなる調査報告が必要です。また、毎年、大袋川の下流の水質検査が行われているのか、実施されているのならデータを示せ。</p>	<p>原因について調査を行いました。その特定には至りませんでしたので、青森市廃棄物対策課、同環境政策課、青森県県境再生対策室の指導の下、考えられる発生源に対する対策をすべて行いました。</p> <p>大袋川の水質検査は青森市が毎年実施しており、西部地区協議会で報告されております。</p>
5	<p>新設焼却炉の図面の記載がない。何を元に環境影響評価を行ったのか根拠にかけている。</p>	<p>環境影響評価の実施に用いた図面は、準備書 10～11 ページに掲載しています。焼却炉の稼働に伴う環境影響評価については、新炉の諸元から最大限想定されるデータを用い、煙突からの排ガスによる大気質、悪臭、土壌、植物等への影響、設備の稼働により発生する騒音・振動について予測・評価を行いました。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
6	表 2-6-3 主要施設の内容について、数字でのデータがあるものの、図面が無く、予測不能ではないか。また、廃棄物の保管（ピット）における環境影響評価（悪臭等）がない。熱回収施設（蒸気タービン）や焼却炉付帯設備にかかわる図面等がない。各付帯設備の予測評価がない。	熱回収施設や焼却炉付帯設備を含む主要施設の各設備機器から発生する騒音・振動について、予測・評価を行いました。敷地境界上での影響を対象にしており、詳細な図面は必要としておりません。 悪臭については、排ガスのみを対象に予測・評価を行っており、ピットからの悪臭は、受入室内を負圧にするなどの対策により、外部に漏れる恐れがないため周辺民家への影響はないと判断しており、環境影響評価項目として選定しておりません。
7	溶融スラグについて、鶴ヶ坂町内に山積みとなり景観が悪いと言われています。青森県リサイクル商品に認定されているようですが、販売実績がないと認定取り消しとなるのではないかと。また、増えるばかりで減っていない。販売実績を示せ。	生産した溶融スラグは販売先において盛土材等として再利用されていますが、青森県リサイクル製品認定制度の対象要件を満たしていないと考えられるため、申請しておりません。 販売実績については、販売先の情報など開示できない情報を除き、お問い合わせいただければ対応いたします。
8	西部地区協議会にデータを提出しているとあるが、その組織とは何か説明せよ。	青森市が主催している青森市西部地区の環境保全を目的とした会議です。参加者は青森市の担当課、各町会代表、各新城川水利組合長及び西部地区の廃棄物処理業者となっています。
9	設置において全国的に利害関係者から同意を得てから進めているが、青森県、青森市において必要としないのか。ただし、利害関係者の係る町内会の同意は除く。	行政の指導により、利害関係者からの同意が必要な場合には、同意を得るように努めてまいります。
10	廃棄物処理施設として、焼却炉設置に関する計画が構造基準に適合しているのか。また、計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされているか。	建築物については、建築基準法、焼却炉については、廃棄物処理法に適合する計画としております。 事業の実施にあたっては、準備書「2.6.3 環境保全対策」に示すように、周辺の環境配慮に努めてまいります。
11	哺乳類の重要な種は、ムササビとニホンカモシカの2種とあるが、ヤマネはいなかったか。ここ最近、ニホンザルが出没している。	ヤマネ及びニホンザルについては、文献調査において生息の可能性を把握した上で現地調査を実施しましたが、確認には至りませんでした。
12	タヌキ、キツネ、ムジナ（アナグマ）が生息している点について調査すべき。	タヌキ、アカギツネについては、現地調査で確認しましたが、アナグマについては、今回の現地調査では確認には至りませんでした。
13	近年、大雨による洪水が発生しています。道路の決壊、土砂の流出等による災害が発生し、一瞬にして環境が変わってしまいます。工事中、大雨による土砂流出や沈砂池の決壊が心配されます。沈砂池の容量、強度が示されてなく排水方法が明記されていない。	工事中の雨水排水は、対象事業実施区域内に設置する仮設沈砂池にて沈砂を行った後、放流先である新城川に放流する計画としております。工事中の水質予測に用いた沈砂池の容量や降雨強度などは、準備書でお示ししておりますが、今後、青森市の担当部局と協議を行い、詳細を決定していく予定です。
14	鶴ヶ坂地区には公共水道が付設されてなく、地下水を飲料水にしています。近隣に最終処分場、中間処理施設が多く地域住民は地下水に対し不安を抱えています。また、地下水の汲み上げや小雪による湧水が心配されています。お互い公共水道が必要なのではないのでしょうか。公共水道布設に協力して頂きたい。	地下水位へ影響を予測評価した結果、影響は小さいものと判断しています。 事業の実施にあたっては、地下水の湧水を実験を実施し、適正な揚水量を把握することとします。地下水の水質については、排水を循環再利用し、地下へ浸透させないため、影響はないものと考えております。

No.	意見の概要	事業者の見解
15	<p>環境影響評価は予測であって、予測と異なる場合があります。それは自然災害によるものや人的行為（ヒューマンエラー）によるものと考えて良いと思います。廃棄物処理施設は地域住民にとっては風評被害や環境に負荷を与える施設だと思います。しかしながら、社会にとって必要な施設でもあります。環境影響評価書とは書類（データ）収集し羅列して予測するものではないと思います。住民の意見（地元データ）を取り入れた地域密接な環境影響評価書を作り上げる事が大切かなと思います。</p>	<p>貴重なご意見として賜ります。本事業では、青森県環境影響評価条例に基づき、方法書、準備書の各手続きにおいて説明会を開催し、地元住民の方々にご理解いただけるよう努めており、今後も密に意見交換させて頂きながら、より良い事業計画にしていきたいと考えております。</p>

2. 準備書説明会に参加した者から述べられた意見及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	ごみの処理量が増えるための増設事業という認識でよいか。	既設の処理施設が稼働してから 20 年を経過しているため、大規模改修が必要な状況にあります。大規模改修の際、施設の停止により処理量が制限されることから増設を計画しました。既設の 2 炉から増設して処理量を増やしていくという計画ではありません。今後の補修計画を踏まえての増設工事です。
2	既設の 2 炉と増設による 1 炉の計 3 炉とも稼働させるということはないのか。	3 炉同時に稼働することはないとは言えません。当面の間は 1 炉改修している間に 2 炉稼働させる予定です。
3	本事業では、一般廃棄物と産業廃棄物のどちらを扱うのか。	基本的には産業廃棄物ですが、一部、一般廃棄物を受け入れる場合があります。し尿処理施設からの清掃汚泥を一般廃棄物として受け入れる予定です。その他として、青森市から処理の依頼があった際に一般廃棄物として受け入れる場合もあります。
4	法律上扱いが異なる一般廃棄物と産業廃棄物の環境影響評価を別々にやるべきではないか。青森県や青森市に見解を聞いてみるべき。	環境影響評価については、環境にどのような負荷を与えるかの観点で行いますので、一般廃棄物、産業廃棄物に関わらず処理物の性質によって環境影響評価を行います。 青森県環境影響評価条例に基づく手続きについて、青森県や青森市に指導を仰ぎながら計画を進めていきます。
5	以前、既設の調整池からダイオキシン類が検出されたが、その時の原因は何か。	プラントの運転管理のミスにより粉じんが出て、排水として流出したことが原因として考えられますが、その特定には至りませんでした。その後、青森県及び青森市の指導の下に設備を全て改修しました。
6	上記 (No.5) は、廃熱の処理に原因があったのか。	No.5 の回答と同様です。
7	上記 (No.5) は、何十年もの間、流出していたという認識でよいか。	毎年度、定期的に水質分析をしていますが、ダイオキシン類が検出されたのはその内の 1 度だけです。青森県においても、プラントの運転管理ミスによる一時的な流出という認識です。 青森県及び青森市の指導の下に設備を全て改修しており、これ以降流出はありません。
8	上記 (No.5) に係る改修は青南 RER で行ったのか。	青森県及び青森市の指導の下に改修工事は弊社で全て行いました。
9	上記 (No.5) に関して、変更届を行ったか。	軽微な変更であったため、変更届は要りませんでした。
10	結果では、揚水による地下水への影響はないとしているが、工事時に杭による影響が懸念される。杭は地下何メートルまで打つ予定か。	杭の深さについてはまだ不明です。地下水に影響を与えないように工事を行う予定です。その他、揚水試験を実施し問題がないことを確認します。
11	杭の深さによって水脈が変わる可能性がある。水が出なくなると商売に影響が出てしまう。影響が出た場合、補償をしてくれるのか。	影響が出ないように揚水試験を行います。周辺の井戸について、事業に起因する影響が確認される場合には個別に対応します。
12	ムササビとカモシカが確認されているが、ヤマネは確認されていないか。	現地調査では確認されませんでした。
13	ムササビはいたか。	個体そのものではなく、糞により確認しました。

No.	意見の概要	事業者の見解
14	タヌキはいなかったか。	手元の資料には、レッドデータブックに記載されている種を掲載しています。
15	廃棄物を保管する場所はあるか。	ピットがあります。
16	ピットに関する図面はあるか。	建物内の配置についてはまだ決まっていません。
17	ピット内に汚泥を入れると、不快な臭いが発生することが想定される。	汚泥と廃プラでピットを分ける予定でいます。 エアカーテン等で臭いは外に出さない予定です。
18	ピットからの悪臭の予測・評価はしているか。	悪臭についての予測評価は排ガスのみを対象に行っています。ピットからの悪臭は、エアカーテンや負圧にすることにより、臭いが外に漏れないため周辺民家への影響はないと判断し、評価対象としておりません。
19	ピットからの悪臭については予測・評価をすべきである。	施設は、廃棄物運搬車両が出入りする時を除いて、平常時には扉を閉め、臭いが外に漏れないようにする予定です。今後専門家で組織される審査会による意見を踏まえて、対応を判断します。
20	発電施設からの振動等による影響があると思われます。	予測では、施設から著しく発生する騒音・振動については、すべて対象としています。発電施設も含めて予測・評価を行なっています。
21	廃棄物についてきちんと整備し、運転マニュアルをしっかりと運用して行って欲しい。	—